

STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 50/9/81

1982: 5 月號

月報



シンガポール日本商工會議所

＜ 目 次 ＞

(1982年 5 月)

C P F 概説	(日本在外企業協会)	杉野 一夫	1
シンガポールにおける中小企業について	(Japan Trade Centre)	高橋 正行	13
シンガポールにおけるレジャーとしてのボーリング.....	(ODS Bowl-Mor Pte Ltd).....	宮永 文夫	18
1982 年 NWC 勧告に関する意見	(シンガポール・日本商工会議所).....		26
1982 年 NWC 勧告についての調査結果表			29
資料：シンガポールの主要指標			35
理事会の動き			42
部会活動			45
シンガポール経済の動向			46
4 月～ 5 月の主な経済記事			52
広 報 欄			54
資料案内			55
編集後記			57

CPF 概説

(社) 日本在外企業協会

杉 野 一 夫

はじめに

CPF (Central Provident Fund = 中央積立て基金) が設立されたのは 1955 年 7 月です。使用者と従業員が毎月拠出金を納め、従業員の老後の生活を保護するというのが CPF 設立の基本目的です。しかしその外に、住宅の購入等にも利用でき、CPF はシンガポール国民の福利厚生に大きな役割を果たしています。

現在 CPF 加入者数は約 160 万人。1981 年の拠出金総額は 30 億 S ドルの大台に乗り、昨年末の累計総額 (Total Amount Due to Members) も 120 億 S ドルを突破しました。

CPF 拠出金の使用者側の負担率は 20.5 % (1981 年 7 月) で、使用者は少なからぬ額を CPF に納めているわけですが、従業員はこれによってどのようなメリットを享受しているのか、CPF 拠出金を納付するにはどうしたらよいのか、すでに御存知の内容も多いと思いますが、御説明致します。

使用者用インフォメーション

会社を設立し従業員を雇い入れる際、使用者は Form CPF 1 (付表 1 を参照) と呼ばれる用紙を CPF 局で入手し、必要事項を記入して、同局で使用者としての登録をしなければなりません。登録が済むと、使用者は次のような用紙が綴じられた通帳 (Folder) を渡されます。

- Form CPF 32 (納付記録) (付表 II 参照)
- Form CPF 31 B (CPF/ モスク建設基金拠出金) (付表 III 参照)

上記用紙の用途は下記の通りです。

1) Form CPF 32 (納付記録)

この用紙には12の納付欄があります。それぞれの欄が1カ月の納付用に記入されます。新しい用紙は毎年7月に発行されます。納付の際の記入方法は次の通りです。

- (a)欄 納付月：なん月分の支払いかを記入します。例えば、8月10日に7月分の支払いをする時は“7月”と記入します。
- (b)欄 当該月の給与総額：全従業員に支払った給与総額を記入します。
- (c)欄 CPF 拠出金：CPF 拠出金の総額を記入。この総額は当該月のForm CPF 31 Bの“CPF 拠出金”欄に記入された総額と一致しなければなりません。
- (d)欄 給与税 (Payroll Tax) は給与総額の2%を納付し、その額を記入します。給与総額が500ドル以下の場合同税は納付の必要はなく、ここは空欄にしておきます。又、家事手伝いの従業員についても同税は免除されます。(後述の給与税を参照)
- (e)欄 滞納利息：拠出金を滞納すると利息が課されます。利息請求書を受け取ったら翌月の拠出金と一緒に納付します。利息を徴収されない月は空欄にしておきます。
- (f)欄 モスク建設基金 (MBF) 拠出金：MBF に納付すべき拠出金総額を記入します。同総額は同月のForm CPF 31 B MBF 欄の総額と一致しなければなりません。
- (g)欄 技能開発基金：当該月の技能開発基金の拠出総額を記入します
(後述の技能開発基金を参照)
- (h)欄 納付総額：(c)、(d)、(e)、(f)欄の合計額を記入します。CPF への納付はこの金額になります。

2) Form CPF 31 B (CPF/MBF 拠出金用紙)

新入社員を採用したら当該者用にForm 31B の用紙を入手し、必要項目を記入します。もし従業員がシンガポール身分証明書の保持者でない場合には、用紙の裏に指示がありますから、それに従って必要事項を

書き込で下さい。

さて、CPFに支払いを行う時、使用者がすべきことですが、まずそれぞれの従業員用の Form CPF 31 B の空欄に通常賃金そして追加賃金があればその額、賃金の合計額、更にはCPF 拠出金、MBF 拠出金を記入します。

又、従業員への支払いが無い月には、CPF 拠出額を記入する欄に“無給休暇”というように然るべき理由を記入します。従業員が辞職した際には用紙の下欄に雇用最終日を記入します。

シンガポール身分証明書を保持している従業員の場合、その身分証明書番号が同者のCPF口座番号になります。身分証明書保持者でない場合には、CPF局がA又はBの接頭字の付いた口座番号を割り当てます。

CPFへの支払いが済んだ後で拠出金用紙に記入した数字を変えてはいけません。納付後に誤記が発見された際には、誤記の個所をCPF局まで書面で通告します。

3) 拠出金の納付

使用者は雇用開始日から全従業員のCPF拠出金を納めなければなりません。これは55才以上の従業員も臨時雇い、日雇いの従業員も全て含まれます。雇用が月の第1日目に開始されない時は、当該月のCPF拠出金は月末に従業員が得る実収入をベースに算出します。

ひと月に4人未満の従業員を新期採用した使用者は翌月の10月までに新従業員の拠出金を納めなければなりません。4人以上の場合にはそれが14日迄となります。滞納には1カ月1～1.5%の利息が課されます。利息は翌月の1日から日割計算されますが、最低額は5Sドルです。

4) 家事使用人（お手伝いさん等）

週14時間以上働いている家事使用人についてはCPFを納めなければなりません。家事使用人とはもっぱら家事に従事している被雇用者を意味し、雇主のたずさわっている事業あるいは仕事に一切従事してはいけません。

5) 会社オーナー又はパートナー

会社のオーナー又はパートナーはCPF法では従業員の範疇には入らないので、CPFを納める必要はありません。かりに納めたくても、CPF局では受けつけないことになっています。

6) 雇われ重役

雇われて給与を得ている重役はCPFを納めなければなりません。

7) 兵役者

従業員が兵役服務中の場合には、使用者は通常の給与をベースに引き続き同者用のCPFを納めなければなりません。

8) 支払い方法

支払いはCPF-POSB GIRO SERVICE 又は現金、小切手で行えます。

現金の支払いは郵便局又はCPF局で行えます。郵便局で支払うと、同郵便局は仮領収書を発行し、通帳をCPF局に転送してくれます。

現金は郵送してはなりません。

小切手は横線とし、Central Provident Fund Board 宛とします。

CPF-POSB GIRO SERVICE を利用して支払いを行うこともできます。この場合、使用者のPOSB口座から納付額が自動的に差し引かれるので、通帳は必要ありません。領収書はCPF局から発行されます。同サービスを利用したい使用者は所定用紙を入手して、CPF局に申請します。

9) 使用者の住所変更

住所変更は書面で速やかにCPF局に連絡しなければなりません。

10) CPF拠出率

民間の雇用の場合1981年7月1日から適用されているCPF局への拠出率は下記の表の通りです。

拠 出 率

(1981年7月現在)

従業員の月収 (1)	使用者が納付すべき 拠出金総額（使用者 負担＋従業員負担）(2)	従業員の月収から 回収できる分（従 業員負担分）(3)
50ドル未満	なし	なし
50ドル以上 200ドル未満	当該従業員の月収の 20.5%	なし
200ドル以上 363ドル未満	当該従業員の月収の 27.5% 及び同月収 と200ドルとの差 の3分の1	月収の7% 及び 同月収と200ドル との差の3分の1
363ドル以上	当刻従業員の所定給 与の42.5%（1,275 ドルを限度額とする） 及び特別給与の42.5%	所定給与の22% （660ドルを限 度額とする）及び 特別給与の22%

(2)欄の拠出金総額は使用者が納付しなければならないが、(3)欄の金額については従業員の月給から差し引くことができます。使用者が納付する拠出金のセントの端数は4捨5入しますが、従業員の負担額についてはセントの端数は全て切捨てにします。

11) 定 義

C P F 拠出額は従業員の当該月に得た報酬をベースに算出されます。所定の給与を得ている従業員の拠出額を計算するのは難しいことではありませんが、そうでない場合には下記の説明を参考にしてください。

a) 賃金とは

C P F の定める賃金とは雇用中に従業員に現金で支払われる一切の報酬で、残業手当、手数料、ボーナスその他一切の手当も賃金に含まれます。ですからこれに対して C P F を納付しなければなりません。

b) 通常賃金とは

通常賃金とは当該月のみに決められた賃金で、C P F 納付日以前に支払われる賃金です。残業手当、手数料等と本俸を合計したものです。

c) 特別賃金とは

特別賃金は通常賃金以外の報酬をさします。ボーナス等がこの規定に入ります。

d) 賃金総額

従業員の賃金総額は当該月の通常賃金と特別賃金とを合計した額です。

12) C P F 積立金の指名受取人

従業員は自分の積立金の受取人を指名することができます。死亡した時、だれが積立金を受け取るか決めておくことができる訳です。

13) C P F 口座残高証明書

C P F 加入者には C P F 局から残高証明書が毎年送付されます。通常この証明書は使用者に送られるので、同従業員が離職した際にはその旨を記した手紙と一緒に証明書を C P F 局に返送します。

14) 給与税 (Payroll tax)

全従業員に支払う給与総額の 2 % を給与税として使用者は納付しなければなりません。

一時採用者、パートタイム採用者、重役等も従業員の範疇に入りますから、それらも含めた全従業員の報酬の総額に課されます。同税は使用者が負担します。

給与総額が 500 S ドル以下なら、同税は免除されます。給与税の支払い額にセントの端数がでた場合、それは切捨てます。

尚、家事使用人の給与には同税は課せられません。

15) モスク建設基金 (M B F)

回教徒の従業員を雇っている使用者は、モスク建設基金の拠出金として同従業員の月給から 1 S ドル差し引き、それを C P F 拠出金と一緒に⁵⁴納付することを義務付けられています。回教徒従業員が 1 S ドル以上を納めたい場合、あるいは 1 S ドルの支払い能力がない場合には MUIS 局が発行している用紙にその旨を記入し、CPF 局に提出すれば、余計に支払うことも、支払い免除も可能です。

16) 技能開発基金 (S D F)

月給が 750 S ドル以下の従業員 1 人につき、使用者は月給の 4 % を S D F として C P F 局に納付しなければなりません。従業員とはシンガポールで働き、報酬を得ている者を意味しますが、休暇中の従業員についても S D F を納付しなければなりません。しかし家事使用人については S D F 納付が免除されます。

S D F 納付額にセントの端数がでたら、切捨てることができます。

S D F も C P F 拠出金と一緒に払います。

従業員用インフォメーション

以上、使用者のための情報について述べてきましたが、それでは C P F の積立て金はどのように利用されるのでしょうか。従業員のための情報について少し述べたいと思います。

1) C P F 拠出金の回収

従業員が C P F の積立金を差き出すには下記のいずれかの条件を満たさなければなりません。

- a) 年齢が 55 才に達した時
- b) シンガポールの国民ではない場合、シンガポール及びマレーシア半島を永久に離れる時
- c) マレーシア国民の場合、シンガポールを去り、再び戻らない時
- d) 肉体的、精神的に仕事に従事できなくなった時
- e) 精神異常者
- f) 死 亡

上記の条件のうち1つでも当てはまると、積立金を全額引き出せることになります。しかし55才になつてCPFの積立金を引き出した後も働いている場合には、5年経たないと、その後の積立金は回収できません。が、途中で離職した場合には、6カ月間職に就いていないことが証明できれば、55才から積立てしたCPF拠出金は引き出すことができます。

従業員が死亡した時は、予め同従業員から指名された受取人が積立金を受け取ることができます。

2) HDBフラットの購入

従業員がHDB（住宅開発局）のフラットを購入する時、当該者のCPF積立金を利用することができます。しかし積立金の全額を使用できる訳ではありません。CPFの拠出金は使用者負担率と従業員負担率を合わせて、月給の42.5%ですが、そのうちの4%はSpecial accountと呼ばれ、HDBフラットの購入には利用できません。残りの38.5% (Ordinary account) が利用できることになっています。CPF局では以上のような説明をしておりますが、簡単に言つてしまえば、積立金の約90%が利用できるということです。

3) 民間住宅の購入

1981年1月からOrdinary accountを利用して、民間の住宅も購入できることになりました。CPF積立金の利用金額は住宅購入価格の80%を超えてはならない等、いくつかの条件がありますが、家族の中にCPFの積立金口座を持っている者がいれば、その積立金も合わせて利用することが許可されています。しかしCPFを利用できるのは1軒のみです。

4) SBS (Singapore Bus Service) 株の購入

SBSの株を購入したい時にもCPF積立金を利用することができます。しかし当該者は21才以上でなければなりません。限度額は5,000Sドルとなっています。

5) C P F 住居保護保険

この保険はC P F 積立金を利用してH D B フラットを購入した者のために作られたものです。かりに当事者が死亡したり、病気になって働けなくなったりした場合、この保険に加入していれば、家族は残りのローンを納めなくてもそのフラットに住んでいられます。

少額の保険金を納めるだけで、後は保険が面倒を見てくれることになっています。例えば、25才の者が1万Sドルの10年間のH D B 住宅ローンを持っていたとすると、88.57 Sドルを1度に納めるだけで、全て保証されます。

おわりに

C P F 拠出金の使用者負担率は20.5%で、各社とも多額の拠出金をC P F に納めています。しかしこの拠出金は国が徴収し、管理しているので、従業員の愛社精神を育成するのにC P F 制度は少しも役に立たないという批判が聞かれます。確かに使用者にしてみれば、これだけの金額が運用できたら、会社として更に従業員への福利厚生を充実させることができ、会社への忠誠心を養うのに大きな効果を発揮させることもできるでしょう。この点がC P F 制度の欠点と言えるかも知れません。しかし会社単位では実現不可能な役割を現行のC P F 制度は果しているのです。

シンガポールの住宅政策は、誰が見ても優れたものだと言われています。現在国民の70%がH D B フラットに住んでおりますが、将来この数字が90%にまでなると見込まれています。安価な住宅の提供が国民の福祉向上、民意の安定にどれだけ役立っているか計り知れません。狭小なシンガポールの国土の開発等合せて考えた場合、同国の住宅開発は一企業ではとても成し得ないものです。そしてこの住宅政策のバックボーンとなつてるのがC P F 制度です。

そのほかにも、第一の目的である従業員の老後の生活保護にC P F 制度が役立っているのは言うに及ばず、拠出金の従業員負担率を上げるこ

とによって、手取り給与を抑え、賃金上昇に起因するインフレの抑制にも役立っております。シンガポールの経済政策は道理にかなっていると誉める人が多いですが、CPFはその筆頭の1つに挙げられるようです。しかしCPF制度がいくらよい政策だとは言っても、会社にとっては使用者の負担額が大きいのに、従業員の愛社精神や生産性の向上に直接結び付かないのが不満の種になっています。この問題をどう改善していくか。これが政府にとって今後の課題でしょう。

参考資料：① Information for Employers (CPF 局出版)

② CPF加入者用の各種パンフレット

③ CPF法

④ CPF Annual Report 1980

付表 I - FORM CPF 1

Form CPF 1	
1. Name of Employer Mr./Mrs./Miss (Block Letters) (See Note 1)	
2. Nature of business or occupation (See Note 2)	
3. Full Postal Address to which documents should be sent	
4. Location of business (if different from Postal Address) (See Note 3)	
5. Number of employees	
I declare that this return is true to the best of my knowledge and belief.	
Signature of Employer or Employer's Representative	Employer's Ref. No.
Designation	
DATE	

付表 I - FORM CPF 1 (裏面)

TO BE COMPLETED BY EMPLOYER

Serial No.	FULL NAME OF EMPLOYEE	CPF MEMBER'S NO. OR NRIC NO.	DATE OF BIRTH	DATE EMPLOYMENT COMMENCED	MONTHLY WAGES

FOR OFFICE USE ONLY

CHANGE OF ADDRESS

- 1
- 2
- 3
- 4

Cancel./Susp./W.E.F.

Reinst. W.E.F.

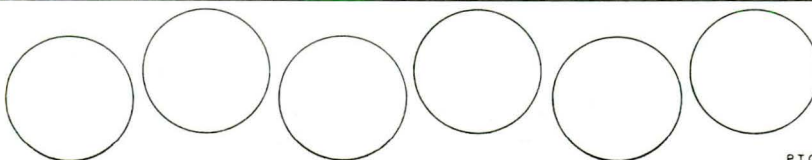
付表 II - FORM CPF 32

PAYMENT RECORD FORM (CPF32)

EMPLOYER'S
REF. NO.

(a)	MONTH PAID FOR												
(b)	TOTAL PAYROLL FOR MONTH	\$	cts	\$	cts	\$	cts	\$	cts	\$	cts	\$	cts
(c)	CPF CONTRIBUTION		00		00		00		00		00		00
(d)	PAYROLL TAX @ 2%		00		00		00		00		00		00
(e)	INTEREST ON LATE PAYMENT												
(f)	MOSQUE BUILDING FUND		00		00		00		00		00		00
(g)	SKILLS DEVELOPMENT LEVY		00		00		00		00		00		00
(h)	TOTAL PAID												
(i)	CHEQUE NO OR P.O. REC. NO.												
	FOR CPF OFFICE USE												

FOR POST
OFFICE USE



PTO

注：裏面に更に6カ月分の表があり、計12カ月分になる

付表 III - FORM CPF 31B

CPF/MBF CONTRIBUTION FORM (CPF 31B)

EMPLOYER'S REF. NO. EMPLOYEE'S NAME (In block letters and as shown in NRIC or Passport) EMPLOYEE'S SINGAPORE NRIC NO. OR CPF ACCOUNT NO. Official Ref.

ORDINARY WAGES FOR THE MONTH (A)	ADDITIONAL WAGES (B)	TOTAL WAGES FOR THE MONTH (A) + (B)	Y E A R	MONTH	CPF CONTRIBUTION		MOSQUE BUILDING FUND CONTRIBUTION	
					\$	cts	\$	cts
			1 9 8	JULY		00		00
				AUGUST		00		00
				SEPTEMBER		00		00
				OCTOBER		00		00
				NOVEMBER		00		00
				DECEMBER		00		00
			1 9 8	JANUARY		00		00
				FEBRUARY		00		00
				MARCH		00		00
				APRIL		00		00
				MAY		00		00
				JUNE		00		00

IMPORTANT NOTICE

- Please do not amend any entry in this form after payment.
- If an error is found after payment, please inform the Board giving full particulars.
- For definition of 'ordinary wages' and 'additional wages', please see CONTRIBUTION RATES TABLE.

Employee's Occupation Book No. (Use Book No. shown at folder cover)

WHEN THE EMPLOYEE LEAVES YOUR EMPLOYMENT, PLEASE TICK HERE
AND INDICATE LAST DATE OF EMPLOYMENT.

付表 III - FORM CPF 31B (裏面)

PARTICULARS OF EMPLOYEE

YEAR	MONTH	DAY

I. DATE OF COMMENCEMENT OF EMPLOYMENT

II. IF EMPLOYEE DOES NOT HAVE A SINGAPORE IDENTITY CARD PLEASE STATE

Date of birth

YEAR	MONTH	DAY

Sex (Tick appropriate box)

☐ 1 Male

☐ 2 Female

Race (Tick appropriate box)

☐ 0 Malay

☐ 1 Indonesian

☐ 2 Chinese

☐ 4 Indian/Pakistani/Bangladesh

☐ 5 Sri Lankan

☐ 6 Eurasian

☐ 7 European

☐ 8 Others

Nationality (Tick appropriate box)

☐ 0 Singapore

☐ 1 West Malaysia

☐ 2 Sabah/Sarawak

☐ 3 China

☐ 4 India/Sri Lanka/Pakistan

☐ 5 Indonesia

☐ 6 UK & Dependencies

☐ 7 Other Commonwealth Countries

☐ 8 USA

☐ 9 Others

Malaysian Identity Card No.

Passport No.

Work Permit No.

Employment or Professional Visit Pass No.

III. TO BE FILLED BY DOMESTIC EMPLOYEE ONLY

Domestic employee should declare his wages in the table below once every 3 months

	Month	Monthly Wages	Employee's Signature	Date
(a)				
(b)				
(c)				
(d)				

Employer's Signature

シンガポールにおける中小企業について

JAPAN TRADE CENTRE

高橋 正行

中小企業概念とその位置

1980年の工業生産センサスによれば、従業員50人未満の製造企業は、このセンサスが対象としている従業員10人以上の製造企業3355社（ゴムの加工および採石を除く）のうち、71.7%を占め、従業員300人以上の企業は178社と5.3%を占めるにすぎない。しかも、これら大企業（300人以上の企業をかりにそう呼ぶことすると）の大半は外資系企業であり、製造業直接輸出の72%を占める重要な輸出企業である。（ちなみにこの178社で従業員の52.8%全生産額の58.7%を占めている）したがって地場企業の大半は中小企業であるといってよく地場企業育成策即中小企業振興策といえる。

前記したように基本的には自由競争を建前とし、経済合理性に則った政策を一貫して追求してきた当国では、企業規模によって適用が限定される施策は後に述べる小規模企業融資制度 (Small Industries Finance Scheme) を除いてはなく中小企業概念は必ずしも明確ではない。たとえば、小規模企業融資制度が対象としている企業は生産的固定資産 (Fixed Productive Assets) 工場建物、機械設備、工具類を指す) が200万Sドル以下の企業であるのに対し、技能開発基金 (Skills Development Fund) による機械化促進利子補給制度 (Interest Grant for Machanisation Scheme - IGMS) においては利子補給枠を企業規模別に定めているが、それによると①固定資産額が500万Sドル以下の企業②同500万Sドル超、1,000万Sドル未満のもの③同1,000万Sドル以上の企業の3つに区分されている。これは当然の事ながら、大企業ほど通常の設定投資額は中小企業のそれよりは大きいと考えられることから、大企業への集中を避け、中小企業にも本制度の恩典を均霑せしめる意図で、それぞれに補給限度枠を計けたものと理解

されているがこの分類にしたがって強いて区分すれば①が小規模企業②が中小企業③が大規模企業となろう。

(表 1) 企業規模別集中度

	事業所		従業員		生産額		付加価値		直接輸出	
	件数	構成比	人	構成比	100万 Sドル	構成比	100万 Sドル	構成比	100万 Sドル	構成比
10 - 49	2,407	71.7%	49,270	17.3	3,450.1	10.9	1,023.4	12.0	1,008.3	5.3
50 - 99	438	13.1	30,134	10.6	2,778.3	8.8	807.4	9.5	1,115.4	5.8
100-299	332	9.9	55,285	19.4	6,840.1	21.6	1,528.4	17.9	3,217.4	16.8
300 -	178	5.3	150,561	52.8	18,589.3	58.7	5,162.6	60.6	13,831.9	72.1
計	3,355	100	285,250	100	31,657.9	100	8,521.9	100	19,172.9	100

資料：Report on the Census of Industrial Production 1980 より作成

それぞれの施策の内容については後述するがこのように制度毎に異なった基準で、それらが運用されているため、各制度に共通した明確な中小企業概念はないといってよかろう。ただ企業規模をみる基準として共通しているのは固定資産額であって、資本金や従業員数は考慮されていないことである。以上のように固定資産額を基準として、政策が運用されているが中小企業の集積度合をみるための指標として固定資産額別の企業分布を示す統計はない。したがってここでは主として従業員数を基準としてみてみたい。

まず、前記したように、70%以上の企業が従業員数50人未満となっており、50人以上100人未満の企業が13.1%、100人以上300人未満のそれが9.9%、残る5.3%が300人以上となっている。次に従業員の構成比をみると300人以上の企業178社が製造業、全体の52.8%を雇用しており、100~299人の企業332社が19.4%、10~49人の企業が17.3%、50~99人の企業が10.6%となつている。生産額、付加価値額、直接輸出と順を追って従業員300人以上の企業の全体に占める比率は高まっており、生産額の58.7%、付加価値額の60.6%、

直接輸出では実に72.1%を大手178社で占めている。これに対して従業員10～49人の企業においては生産額、付加価値額では全体の10%以上を占めてはいるものの直接輸出では5.3%を占めるにすぎない。

これらを事業所あたりの数値でみると企業規模別のパフォーマンスはより鮮明になろう。たとえば、10～49人の企業における平均従業員数は20.5人、平均生産額は143.3万Sドル、付加価値額42.5万Sドル、直接輸出額は41.9万Sドル等となっているのに対し、50～99人の企業のそれは3～6倍程度、100～299人の企業ではそれぞれ8～23倍、300人以上の企業では従業員数で一事業所あたり846人、生産額は1億400万Sドル、付加価値は2,900万Sドル、直接輸出額は7,770万Sドルと50人未満の事業所のその40～185倍に達している。

(表2) 企業規模別事業所あたり主要指標

	従業員		生産額		付加価値		直接輸出	
	人	規模別 格差	1000 Sドル	規模別 格差	1000 Sドル	規模別 格差	1000 Sドル	規模別 格差
10-49	20.5	1	1,433.4	1	425.2	1	418.9	1
50-99	68.8	3.36	6,343.2	4.43	1,843.4	4.34	2,546.6	6.8
100-299	166.5	8.12	20,602.7	14.37	4,603.6	10.83	9,691.0	23.13
300 -	845.8	41.26	104,434.3	72.86	29,003.4	68.21	77,707.3	185.50
	85.0		9,436.0		2,540.1		5,714.7	

資料： Report on the Census of Industrial Production 1980 より作成

このように大企業ほど輸出指向が強く、また、当国経済に大きな地位を占めていることがわかるがこのことは同時に、当国市場の狭隘さから海外市場に依存する度合いが強いこと、そして大企業ほど国際競争力を備えていると思われるのに対し、小規模企業では国際競争力とも関連して、輸出比率は大企業に比して大きく低下しており、国内市場指向がより強いといえよう。

また、業種別の中小企業の集積度合をみるとはきもの、皮・皮革製品、印刷・出版、縫製品、食品、家具等の労働集約的ないし伝統的業種において中小企業の集積度が高い。たとえば従業員数別でみると従業員100人以上の企業はきものでは1社（1.8%）、皮・皮革製品でも1社（2.4%）にすぎず、印刷・出版では18社を数えるものの比率としては6.2%が100人以上の企業であるにすぎない。逆に30人未満の企業の集積度は印刷・出版の74.7%を筆頭にはきもの74.5%、皮・皮革製品69.2%家具（金属、石、プラスチック製家具を除く）68.4%、食品67.6%等となっている。

生産額別でみると100万\$ドル未満の企業は全体の48.7%であり、レンガ、タイル、セメント、石油精製等でのゼロ（すべての企業が100万\$ドル以上を生産）、電子機器22.7%、非鉄金属25.0%等が中小企業集積度の低い業種であるのに対し、はきもの製造では72.7%、印刷・出版では71.6%、皮・皮革製造品では69.0%、縫製品では62.3%の企業が生産額が100万\$ドル以下となっており、小規模な企業集積度が高い業種といえよう。そして、これらの業種においては、一事業所あたりの平均固定資産額でもいずれも50万\$ドル以下という低位にある。（表参照）

(表3) 業種別集中度と事業所あたり固定資産・従業員数

業 種	事 業 所 数	従業員100人未満 の企業数	生産額100万Sドル 未満の企業数	事業所あたり 平均固定資産額	事業所あたり 平均従業員数
食 品	278	258 (92.8)	156 (56.1)	957.2 千Sドル	36.2 人
飲 料	16	11 (68.7)	7 (43.7)	3,487.2	165.6
タ コ	8	5 (62.5)	4 (50.0)	3,145.4	159.6
繊維・同製品	99	75 (75.8)	40 (40.4)	1,730.3	98.1
縫 製	374	309 (82.6)	233 (62.3)	321.3	72.7
皮・皮革製品	42	41 (97.6)	29 (69.0)	161.6	29.6
は き もの (除家具)	55	54 (98.2)	40 (72.7)	421.1	27.7
製材・木工品	131	115 (87.8)	50 (38.2)	1,443.3	79.2
木 製 家 具	117	106 (91.5)	70 (59.8)	566.0	52.5
紙・同製品	93	81 (87.1)	42 (45.2)	736.2	46.2
印刷・出版	289	271 (93.8)	207 (71.6)	479.0	41.9
工業用化学品ガス	45	40 (88.9)	8 (17.8)	2,379.4	47.5
塗料・医薬品 その他・化学品	89	80 (89.9)	32 (36.0)	1,316.5	48.3
石油精製 石油製品	10	4 (40.0)	0	217,028.2	334.2
シエルトン・ガス タマール加工	5	5 (100)	0	681.4	29.0
ゴ ム 製 品	27	23 (85.2)	12 (44.4)	1,354.2	71.9
プラスチック製品	195	173 (88.7)	80 (41.0)	723.9	47.3
陶 磁 器 ガラス器	13	11 (84.6)	7 (53.8)	1,674.0	73.5
レンガ・タイル その他構造用粘土製品	9	9 (100)	0	1,576.0	52.7
セ メ ン ト	5	4 (80.0)	0	11,915.0	92.2
構造用セメント コンクリート製品	34	30 (88.2)	10 (29.4)	484.6	42.9
非 金 属 鉱物製品	28	24 (85.7)	9 (32.1)	871.4	47.0
鉱 銅	17	12 (71.6)	7 (41.2)	4,404.5	110.5
非 鉄 金 属	12	12 (100)	3 (25.0)	708.7	38.3
金 属 製 品	338	303 (89.6)	152 (45.0)	986.8	52.3
非 電 気 機 械	295	260 (88.1)	161 (54.6)	1,461.9	68.7
電 気 機 械	119	88 (73.9)	41 (34.5)	1,743.8	133.9
電子機器・部品	172	78 (45.3)	39 (22.7)	3,401.5	417.0
輪 送 機 器	253	211 (83.6)	111 (43.9)	3,137.0	108.4
精密光学機械	55	37 (67.3)	21 (38.2)	2,289.1	190.1
その他製造	132	114 (86.4)	63 (47.3)	529.5	53.9
計	3,355	2,845 (84.8)	1,634 (48.7)	1,929.3	85.0

資料：Report on the Census of International Production 1980 より作成

(注) カッコ内の数字は、当該業種における比率(集中度)

シンガポールに於けるレジヤーとしての ボーリング

ODS BOWL-MOR PTE LTD

宮永 文夫

1. はじめに

ボーリングとはいっても穿孔作業の Boring ではなく、遊びの Bowling について述べたいと思います。

筆者は、シンガポールで約3年間、パシル・パンジャンボールでボーリング場経営に従事しています。パシル・パンジャンボールは、Pasir Panjang (マレー語で長い砂浜) Road の6マイルの所にある、シンガポール名所の一つ Haw Par Villa (Tiger Balm Garden) の前にあります。そして階下が“88”(スーパーの長崎屋が経営)、二階が24レーン (Bowl Mor) の弊ボーリング場です。親会社が、東京リースと兼松江商の合併会社 Overseas Development(S) Pte Ltd であり、その100%の子会社が ODS Bowl-Mor Pte Ltd で兼松江商がボーリング場の経営をやっております。さて、シンガポールでは、日本人の皆様はボーリングよりゴルフの方に興味があり、事実、たくさんの方がゴルフをされています。しかし、シンガポールのローカルの人々については、恐らく、ボーリングをする人口の方が、ゴルフをする人口より多いのではないかと考えています。正確な資料もないのに断言するのは無鉄砲とは思いますが、経験上そのように感じます。

この原因が、単純に費用の大小だけの問題ではないように思います。他の民族も同じですが中国人は、ギャンブル好きです。そしてシンガポールには、レジヤーが少ない。この2点が日本に比べて、ボーリングに根強い人気がある最大の理由だと思います。

2 シンガポールのボーリング

シンガポールのボーリング場の最初は、今もオーチャードロードにあるジャッキー・オーチャード・ボールです。1964年12月インドネシ

ヤ華僑で、砂糖王といわれた人が中心の KIAN GUAN GROUP がオーナーで、A M F（ボーリング機械）24レーンのボーリング場です。その後、直ぐにカトンにもジャッキー・カトンという兄弟ボーリング場ができ、この2つのボーリング場の独占時代が、九年間も続きました。この期間は、日本のボーリングブーム（ブームは短かったが、順調に上昇気運にあつた）の時期に一致します。その後、日本が石油ショックでボーリング熱が冷える一方に対し、シンガポールでは、別表のように順調にボーリング場がオープンし、現在、営業ボーリングセンターは12軒で、レーン総数は280レーンとなつています。そしてこのシンガポールのボーリング場を大別して 1) East Coast Area 3センター（106レーン）2) City Area 5センター（104レーン）3) West Coast Area 4センター（70レーン）に分けられ プラザボールとセレブリティボールが隣接している以外は、バランスがとれて偏在していません。

最近日本ではじめて、マイコンを使った「オートスコアラー」が、兼松ボウル・モアにより、愛知県の幸田セントラルボールに導入されました。しかし、シンガポールでは、前述のジャッキー・オーチャード、ジャッキー・カトンが、A M F、プラザボールが、ヴランズウィックの自動スコアラーを既に導入しており日本より一歩先んじています。このことは、台湾では、若い女性がスコアをつけてくれるのと好対照でしょう。又、韓国では、13センター（238レーン）のボーリング場のうち、一軒のみが Automatic で他は、手動式というのに比べ、格段に進んでいると言えます。

シンガポールには、日本のようなボーリングのプロはいないけれども、ほとんどのトーナメントの賞品が現金で支払われており、日本のように、プロとアマの資格が、厳格ではありません。（STBC登録ボーラーは約2000人）では、シンガポールの12センターの平均稼働率はどのくらいかと云うと、上部団体の STBC (Singapore Tenpin Bowling

Congress)でも正確な数字はつかんでいないようです。パシル・パンジャンボールが過去6年半の平均が、50ゲーム以上であることから類推し、他センターも一日平均約45～55ゲーム／レーン稼働していると思われます。(これは、日本の最低時、平均15ゲーム、現在、平均約30ゲームに比べ高い水準と云えます。)そして月初と月末がサラリ一日の関係で稼働率はよく月の中旬は落ち込みます。一般に年間では旧暦の偶数月(縁起がよく中国人の結婚式が多)より奇数月の方がお金と時間の関係でボーリングの稼働率は上ります。又、シンガポールではボーリングの営業時間が日本に比べて非常に長い(15～16時間即ち一般のボーリング場は夜中の1時頃まで営業しています)のが特色です。ボーリング料金も、基本料金(土曜日／日曜日／祭日及び週日の夜間料金)が、1964年S\$1.50、1973年S\$1.80、1979年S\$2.00、1981年S\$2.30と値上っており、12センターでは多少の料金の差はあっても余り違いません。この料金は、シンガポールでは、映画と比べると非常に高いと云えるでしょう。現在、テレビの普及度が日本ほどではなく、特に番組の内容が貧弱なこともあり、昔の日本と同じく一般大衆(特に低所得層)には、映画がレジャーの王様になっています。(1981年4月S\$1.50からS\$2.50に値上げした)理由として、1回1本S\$2.50で約2時間(日本のように何本も上映しない)楽しめるからです。ボーリングは、2時間で約10ゲームできますからゲーム費用だけでS\$23かかり約9.2倍つく勘定になり、高くつくレジャーになります。それにもかかわらず人気があるのは、何度も云うベッティングのためであろうかと思われます。又日本に比べ1人当りのゲーム数が相当多いことがシンガポールの特色とも云えます。シンガポールではレジャーが少ないこと、ベッティングをしていること、営業時間が長いこと(シンガポールは夜型)が原因です。では次にこのボーリングのギャンブル的要素はどこからくるのでしょうか。

3. ボーリングとは

一昔前、日本でボーリングブームが起り、その頃は、日本の皆様も何度かボーリングをされた経験がおりかと思ひます。その頃は、日本では、目新しいと云うことが大きな要素を占め、高度成長時期で、時間とお金に余裕があったことが大きな原因でありました。

このボーリングは、人間の破壊本能を満足させるところに魅力があると云われています。且つ、老若男女が手軽に、安く（特に日本）楽しめ、しかも健康に役立つところに特色があります。ボーリングゲームのエネルギー消費量は約40カロリー、3ゲーム（約30分）投げれば、テニスを21分、ゴルフを33分したと同じ効果があると云われています。しかも一球投げて次に投げるまでの間隔があるから、運動量の割に、比較的疲れを感じません。マイペースを守れば、高血圧や肥満などで過度の運動は禁物の人や、老人の体力作りに役立つために“見る”スポーツではなく“やる”スポーツとしてのボーリングが、日本では見直されています。一例として大学の体育選択科目にとり入れられつつあります。又オリンピックの一種目に取り入れてもらう努力をしています。

アメリカでは、リーグ戦が花盛りで、ボーリング場が、地域社会のコミュニティの場の役割も果たしています。

4. ボーリングの歴史

ボーリングの起源は、人間の破壊本能を満足させることから当然に古く、紀元前5200年のエジプトの古墳の中から大理石で作ったボーリングのピンが出てきたということです。（英国の考古学者、F. ペトリ卿の調査）その墓は、子供の墓だつたということですから、きっと、子供の遊戯だったと推測されますが、ルールなどは不明です。現在、これが地球上に現われた最初のボーリングだと云われています。

エジプトの古墳以後は、時代はずつととんで中世ヨーロッパに移ってきますと、三、四世紀の頃、ドイツの修道院で、「ケーゲル倒し」という宗教的な儀式が行われていました。ケーゲルとはドイツ語で、棍棒の

意味です。ケーゲルを、修道院の長い廊下の隅に立てておいて、丸い球を転がして倒すのが「ケーゲル倒し」です。ケーゲルは悪魔のシンボルと見なされ、これを倒した人は心の正しい人であり、倒せない人は、信仰心の足りない人だと判断されていました。「ケーゲル倒し」は、当時教会の僧たちに大変受け、人々は次第に信仰心のことなど問題にしなくなり、ただ興味本位にこれに興じるようになってしまったのです。そこで、とうとう放っておけなくなり、法王は、修道院内の遊戯を禁じてしまいました。それ以後は「ケーゲル倒し」は、修道院の外に出て、屋外スポーツとして、一般の人々に広まっていたのです。現在のボーリングは、この「ケーゲル倒し」を発端にして、種々の改良が加えられ発展してきたわけです。

16世紀になって、宗教改革で有名な、マルティン・ルターが、ピンを9本にして、ダイヤ型に並べた「ナイン ピンズ」()を発明したのです。この「ナイン ピンズ」はたちまち、ヨーロッパ中に広まり、それにつれ投球台も、むき出しの土であったものが、板になったり、垣根をつけたり、屋根をつけるようになりました。室内競技としての、ボーリングの本格的な兆しが、この頃から始まりました。(ケーゲルの訳が、棍棒の他に、九柱戯となっているのはこの「ナイン・ピンズ」のことです。)同時代に、イギリスの上流社会では、「ローン ボールズ」が流行していました。(芝生の上に白いボールを置き、2組が交互にボールを転がし、そのボールに出来るだけ近づけるゲーム)これはピンがボールに代わっているだけで、ボーリングの歴史上見落とせない一変形と見られています。

さて、1926年、「ナイン ピンズ」が、オランダ人によってアメリカにもたらされました。同じ頃、「ローン ボールズ」も、アメリカに伝えられましたが、優雅な「ローン ボールズ」より「ナイン ピンズ」の方が、開拓精神旺盛なアメリカ人に受け、ニューヨークには、あちこちに「ナイン ピンズ」の競技場が出現しました。やがて、この流行とともに金を賭ける習慣ができてきました。しかし「ナイン ピンズ」の

大流行にピューリタン達も黙つていず、ついに猛烈な反対運動を起こし、そのため、ニューヨーク州では「ナイン　ピンズ禁止令」を出し、他州もそれに習わざるを得なくなりました。しかし、後の「禁酒法」も失敗したようにこの禁止令も見事に失敗しました。即ち、合法的にやるために、無名の法律家が考案した現在の正三角形 (△) のテンピンボールが圧倒的な支持を受け、ついに現在のボーリングの最初の形が生まれたからです。

当然、禁止令は無意味となり、1875年ナショナル・ボーリング・アソシエーションが設立され、1890年には、アメリカ・アマチュア・ボーリング連盟が発足し、1895年アメリカン・ボーリング・コンGRESS (A B C) が設立され、ここに至って、今に見るような規定や規約を作り上げ、それに基づいてボーリング場を作り、ゲームを行なうことになりました。又、アメリカのA B Cは、ヨーロッパで結成されたF I Q (国際競技連盟) に加盟し、ボーリングは名実ともに、世界的な競技となりました。

次に、日本にボーリングが入ってきたのは、第二次世界大戦後、アメリカの進駐軍により、各地のキャンプ内に、ボーリング場を作り、内部の米軍労務者関係の娯楽施設の一環としたのが最初でした。

以後、1952年12月青山に、東京ボーリングセンター (手動式20レーン) が日本での正式な公開と云えます。その後、次第にボーリングファンが増え、1960年池袋に2軒目のセンターが生まれ、翌1961年相ついで、大阪と東京にオートマチックのレーンが設置され、現在のようなシステムが確立しました。その後は、雨後のタケノコのように、日本全国にボーリング場が設立されるようになったのは、皆様、周知の通りです。(最高時には4000軒を越えたが、石油ショック以後淘汰され、現在は約1100軒になっています。) 尚、1962年にジャパン・ボーリング・コンGRESS (J B C) が設立され、同時にF I Oに加盟しました。

5. おわりに

以上、シンガポールのレジャーの一つとして、ボーリングの現状と特色について、まず述べ、ボーリングのスポーツ性とゲーム性の2大特徴にもふれ、その根拠をボーリングの歴史に求めました。日本では、ボーリングがスポーツ性を指向しているのに対し、シンガポールでは、ゲーム性をより指向しているように思います。ボーリングの歴史から考えると、ボーリングはゲーム性（ボーリングのギャンブル的要素）が本流だと思っています。その事からシンガポールのボーリングが日本のようなブーム現象は今後もないかわりに、それ程落ちることなく、根強い人気を保ち続けると考えます。シンガポールで、ボーリングが人気のある2大理由として①ボーリングのギャンブル性（これは、人間の本性に立脚している）と②レジャーが少ないことをあげました。②については、常夏の国シンガポールは、日本のような、春秋冬のレジャーが少ないこと及び国土が狭いために、国内の旅行が日本のようにレジャーたりえないことが大きな原因だと思います。次に、シンガポールは、クリーンをモットーにしているため、パチンコ、麻雀等のギャンブル的遊びが公には禁じられていますために（当然カジノはないが競馬のみは許されています。）一般大衆には欲求不満があり、そのはけ口がボーリングのベッティングの原因になっているとも考えられます。従って、将来、テレビがもつと普及してくることと、シンガポール政府がギャンブルを漸次認めてくると、それに比例して、ボーリングの人気は落ちてゆくと云う懸念は、少なくともあります。しかし、人間の破壊本能を満足させ、ギャンブル的要素が無くならない限り、たとえ、レジャーが多様化しようとも、ボーリングはその人気を今後とも、シンガポールでは保ち続けるであろうと私は思っています。

(別 表)

1) History of Bowling Centres in Singapore (As at April 1982)

	<u>BOWLING CENTRE</u>	<u>LANES</u>	<u>STARTING DATE</u>	<u>REMARKS</u>
(1)	Jackie's Bowl (Orchard)	AMF 24	24 Dec 1964	} Kian Guan Group
(2)	Jackie's Bowl (Katong)	AMF 20	1 Aug 1965	
(3)	Star Bowl (Peace Centre)	BW 36	15 Dec 1973	15 Feb 81 closed
(4)	Jurong Family Bowl (Jurong Town)	BW 20	24 Aug 1974	Heiwa Soogo Bank is owner (日系)
(5)	Anson Bowling Centre (Anson Road)	AMF 12	1974	2 JUNE 1977(NEW OWNER)
(6)	Pasir Panjang Bowl (ODS-BM)	BM 24	24 Jul 1975	TL/KG are owner (日系)
(7)	Kallang Bowl (Kallang Park)	BW 62	Sep 1975	(2 Floors)Jack Chua Group
(8)	Plaza Bowl (Textile Centre)	BW 20	20 Dec 1975	
(9)	Queenstown Bowl(Queenstown Centre)	AMF 18	20 Apr 1977	
(10)	Tenpin Bowl (Katong Shopping Centre)	BW 24	27 Oct 1977	2 Wing System
(11)	Kim Seng Bowl (Kim Seng Shopping Ctr)	BW 28	29 Mar 1980	
(12)	Celebrity Bowl (Sultan Plaza)	BW 20	8 Oct 1981	

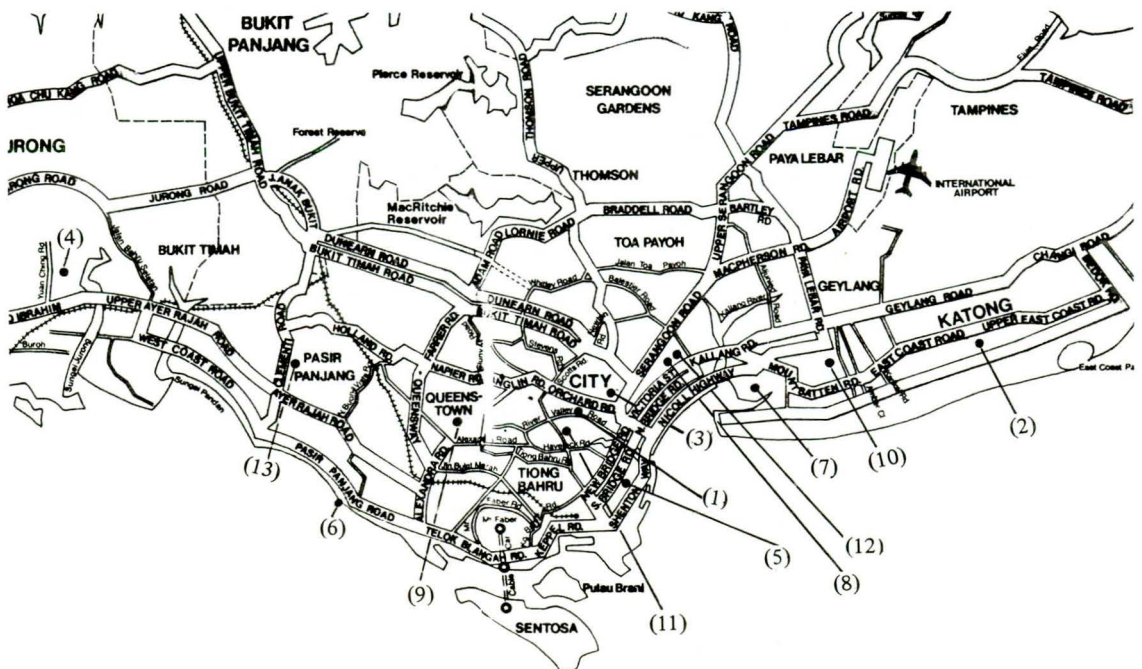
Others:

REMARKS: (13) Yi Lung (BW 8 Lanes) American Club (BW 8 Lanes)
 SICC (BW 8 Lanes) Keppel Club (BW 8 Lanes)
 Shell (4 Lanes) Except Star Bowl (1) - (13)
Total: 280 Lanes

2) Lanes (as at 1st April 1982) of Commercial Bowling Centre

a)	East Coast Area (3 centres) (2) (7) (10)	106 Lanes
b)	Town Area (5 centres) (1) (5) (8) (11) (12)	184 Lanes
c)	West Coast Area (4centres) (4) (6) (9) (13)	70 Lanes
	<u>Total</u>	<u>280 Lanes</u>

シンガポールのボーリング場の場所



1982年 NWC 勧告に関する意見

シンガポール日本商工会議所

シンガポール日本商工会議所は、NATIONAL WAGES COUNCIL が標記の件につき意見照会されたことに感謝する。本所では、会員に対するアンケート調査の結果を踏まえて、慎重に検討した結果、下記の結論に達したので、ここに回答致します。

記

1. THE NATURE AND EXTENT OF IMPLEMENTATION OF 1981 NWC RECOMMENDATIONS

1-(1) 1981 年 NWC 勧告のうち、THE FIRST-TIER WAGE GUIDELINE の実施状況をみると、会員企業の約 8 割が「勧告の範囲内で実施」 約 1 割が「勧告を上回って実施」しているので、9 割強の企業が 1ST TIER WAGE GUIDELINE を実施した。

1-(2) 1981 年 NWC 勧告では 1ST TIER に初めて RANGE が導入され、その交渉経過が注目されたが、一部企業で問題はあったが、8 割強の企業でほとんど問題なかったと思われる。

1-(3) THE SECOND-TIER GUIDELINE については、会員企業の約 6 割が「実施」した。加えて、すでに NWC 勧告とは別個に、企業独自の PERFORMANCE APPRAISAL SYSTEM にもとづく昇給措置を実施している企業を含むと、全体としては 8 割以上の会員企業が THE SECOND-TIER GUIDELINE を実施したものと考えられる。

1-(4) THE SECOND-TIER GUIDELINE にもとづく MERITORIOUS PERFORMERS の全従業員に占める構成比は、企業によってかなり差異がある。

1-(5) THE SECOND-TIER WAGE GUIDELINE にもとづく THE SYSTEM OF PAYMENT は、「本給に組み入れた」企業が約 6 割と

過半を占めるが、「一括払い」及び「分割払い」も夫々約2割を占めている。

2. THE GUIDELINE QUANTUM FOR 1982 AND OTHER RELATIVE MATTERS

2-(1)本来、労働者の賃金は各企業の業績及び支払能力の枠内で決定され、賃金水準の上昇は労働者の生産性向上と将来にわたる企業の発展等を考慮して決定されるべきである。加えて、NWC 勧告は、国民経済全体の立場から、国内的要因と併せて、シンガポール経済の国際競争力、海外要因に左右され易い当国産業の業界動向を併せて勘案する必要がある。

2-(2)当国における賃金コスト (C.P.F., S.D.F., PAYROLL TAX などを含む) は、近年大幅に上昇しており、シンガポール製品及びサービスの国際競争力に影響を及ぼし始めている。

2-(3)会員企業各社の業況をみると、昨年 (1981 年) の実績は、停滞気味に推移しており、とくに製造業部門では約4割の企業が人員縮小を中心とする不況対策を「実施」及至「実施予定」である。さらに、今年の見通しは、一段と停滞傾向を強め景気の後退感が強まっている。因みに、J.C.C.I. の景気観を示す DIFFUSION INDEX は、1981 年がマイナス13.3であるのに対し、今年はマイナス27.3と倍増している。

2-(4)上記のような諸条件を考慮すると、THE GUIDELINE QUANTUM FOR 1982 は、総人件費 (2ND TIER 及び福利厚生費を含む) ベースで7%が妥当と思われる。また、NWC 勧告の表示は「率」のみにとどめ、2ND TIER は本来の APPRAISAL SYSTEM の導入を奨励し、NWC 勧告ではその額等を示さない方が望ましい。

3. ANY OTHER MATTERS RELATING TO NWC GUIDELINES

3-(1)最近における住宅、事務所及び工場の賃貸料並びに輸送コストの値上りは異常と思われる程暴騰しており、企業経営に少なからぬ影響を及ぼしている。この際、政府自らが物価抑制に対して厳しい姿勢

で臨むよう NWC から要望されたい。

3-(2) C. P. F. の雇用者負担、被雇用者負担水準は、世界でも非常に高率であるので、今後引き下げの方向に努めるべきである。

3-(3) 技能及び技術向上は、本来、各企業の経費負担の下で最適な企業内訓練計画にもとついて実施されるべきであり、SDF は早期に廃止することが望まれる。

以 上



1982年NWC 勧告についての調査結果表

Table(A) 32Sドル + 6 ~ 10% (1st Tier) の実施状況

業 種 \ 項 目	有 効 回答数	a. 勧告を 下回って 実 施	a. 勧告の 範囲内で 実 施	c. 勧告を 上回って 実 施	d. 交渉中 その他
製 造 業	63 (100.0)	2 (3.2)	56 (88.9)	4 (6.3)	1 (1.6)
商 業	26 (100.0)	1 (3.8)	20 (76.9)	4 (15.4)	1 (3.8)
建 設 エンジニアリング業	12 (100.0)	0 ()	10 (83.3)	0 ()	2 (16.7)
金 保 險 融 業	13 (100.0)	1 (7.7)	7 (53.8)	4 (30.8)	1 (7.7)
運 通 信 輸 業	4 (100.0)	0	3 (75.0)	0	1 (25.0)
流 サ ー ビ ス 通 業	9 (100.0)	0	6 (66.7)	2 (22.2)	1 (11.1)
合 計	127 (100.0)	4 (3.2)	102 (80.3)	14 (11.0)	7 (5.5)

Table(B) 1st Tier についての交渉経緯

業 種 \ 項 目	有 効 有答数	a. 非常に 難 航	b. かなり 難 航	c. ほとんど 問題なし	d. 容 易 であった
製 造 業	65 (100.0)	1 (1.5)	8 (12.3)	43 (66.2)	13 (2.0)
商 業	26 (100.0)	0 ()	6 (23.1)	16 (61.5)	4 (15.4)
建 設 エンジニアリング業	12 (100.0)	0 ()	1 ()	9 ()	2 ()
金 保 險 融 業	12 (100.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	8 (66.7)	2 (16.7)
運 通 信 輸 業	4 (100.0)	0 ()	1 (25.0)	3 (75.0)	0 ()
流 サ ー ビ ス 通 業	8 (100.0)	0 ()	2 (25.0)	5 (62.5)	1 (12.5)
合 計	127 (100.0)	2 (1.6)	19 (15.0)	84 (66.1)	22 (17.3)

Table(C)+2% (2nd Tier) の実施状況

業 種 \ 項 目	有 効 回答数	a. 実 施 し た	b. 実 施 し な っ た	c. 交 渉 中 そ の 他
製 造 業	66 (100.0)	51 (77.3)	11 (16.7)	4 (6.0)
商 業	26 (100.0)	12 (46.2)	12 (46.2)	2 (7.6)
建 設 エンジニアリング業	12 (100.0)	4 (33.3)	5 (41.7)	3 (25.0)
金 融 保 険 業	12 (100.0)	6 (50.0)	4 (33.3)	2 ()
運 輸 通 信 業	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (-)
流 通 サ ー ビ ス 業	8 (100.0)	6 (75.0)	2 (25.0)	0 (-)
合 計	128 (100.0)	81 (63.3)	36 (28.1)	11 (8.6)

Table(D) ① Meritorious Performers の構成比

業 種 \ 項 目	有 効 回答数	a.10% ～ 未満	b.10% ～ 20%	c.20% ～ 30%	d.30% ～ 40%	e.40% ～ 50%	f.50% ～ 60%	g.60% ～ 70%	h.70% 以 上
製 造 業	48 (100.0)	3 (6.3)	5 (10.4)	4 (8.3)	2 (4.2)	7 (14.6)	5 (10.4)	7 (14.6)	15 (31.3)
商 業	11 (100.0)	0 (-)	0 (-)	1 (9.1)	4 (36.4)	1 (9.1)	3 (27.3)	0 (-)	2 (18.2)
建 設 エンジニアリング業	5 (100.0)	1 (20.0)	0 (-)	2 (40.0)	0	1 (20.0)	0	0	1 (20.0)
金 融 保 険 業	5 (100.0)	0 (-)	0 (-)	1 (20.0)			1 (20.0)		3 (60.0)
運 輸 通 信 業	2 (100.0)	1 (50.0)							1 (50.0)
流 通 サ ー ビ ス 業	6 (100.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	0 (-)	0 (-)	1 (16.7)	0 (-)	0 (-)	2 (33.3)
合 計	77 (100.0)	6 (7.8)	7 (9.1)	8 (10.4)	6 (7.8)	10 (12.9)	9 (11.7)	7 (9.1)	24 (31.2)

Table(E)2nd Tier の支払方法

業 種 項 目	有 効 回答数	a. 本給に 組み入れ	b. 一括 払い	c. 分割 払い	d. その他
製 造 業	51 (100.0)	26 (51.0)	10 (19.6)	15 (29.4)	0 ()
商 業	15 (100.0)	13 (86.7)	2 (13.3)	0 ()	0 ()
建 設 エンジニアリング業	6 (100.0)	3 (50.0)	3 (50.0)		
金 融 保 険 業	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)		
運 輸 通 信 業	2 (100.0)	2 (100.0)			
流 通 サ ー ビ ス 業	6 (100.0)	5 (83.3)		1 (16.7)	
合 計	86 (100.0)	54 (62.8)	16 (18.6)	16 (18.6)	0

Table(F) 1982年NWC 勧告の妥当な賃 上げ率

業 種 項 目	有 効 回答数	a.5% ～ 未満	b.5% ～ 7%	c.7% ～ 9%	d.10% (以内含む)	e.11% ～ 15%	f.20% (以上を) 含む
製 造 業	63 (100.0)	3 (4.8)	13 (20.6)	14 (22.2)	23 (36.5)	8 (12.7)	2 (3.2)
商 業	25 (100.0)	2 (8.0)	5 (20.0)	5 (20.0)	9 (36.5)	4 (16.0)	0 (-)
建 設 エンジニアリング業	10 (100.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	5 (50.0)	0	0
金 融 保 険 業	12 (100.0)	0	3 (25.0)	4 (33.3)	5 (41.7)	0	0
運 輸 通 信 業	4 (100.0)	1 (25.0)			2 (50.0)		1 (25.0)
流 通 サ ー ビ ス 業	5 (100.0)		1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	
合 計	119 (100.0)	7 (5.7)	25 (21.0)	25 (21.0)	46 (38.7)	13 (10.9)	3 (2.5)

Table(G)1982年NWC 勧告の表示方法

業 種 \ 項 目	有 効 回 答 数	a. 「額」のみ	b. 「率」のみ	c. 「額」+「率」	d. その他
製 造 業	67 (100.0)	2 (3.0)	30 (44.8)	27 (40.3)	8 (11.9)
商 業	26 (100.0)	2 (7.7)	14 (53.8)	9 (34.6)	1 (3.9)
建 設 エンジニアリング業	11 (100.0)	2 (18.2)	5 (45.6)	3 (27.3)	1 (9.0)
金 融 保 険 業	13 (100.0)	0 (-)	10 (76.9)	2 (15.4)	1 (7.6)
運 輸 通 信 業	4 (100.0)	0 (-)	0 (-)	4 (100.0)	0 (-)
流 通 サ ー ビ ス 業	9 (100.0)	2 (22.2)	5 (55.6)	1 (11.1)	1 (11.1)
合 計	130 (100.0)	8 (6.2)	64 (49.2)	46 (35.4)	12 (9.2)

Table(H)1st Tier の定率部分における幅の設定

業 種 \ 項 目	有 効 回 答 数	a. 妥 当 今後幅 を拡大	b. 妥 当 今後幅 を縮小	c. 幅を設 けない方 が良い	d. その他
製 造 業	65 (100.0)	24 (36.9)	19 (29.2)	16 (24.6)	6 (9.2)
商 業	26 (100.0)	10 (38.5)	7 (26.9)	7 (26.9)	2 (7.7)
建 設 エンジニアリング業	11 (100.0)	2 (18.2)	1 (9.1)	6 (54.5)	2 (18.2)
金 融 保 険 業	13 (100.0)	8 (61.5)	1 (7.7)	2 (15.4)	2 (15.4)
運 輸 通 信 業	4 (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	
流 通 サ ー ビ ス 業	9 (100.0)	2 (22.2)	1 (11.1)	4 (44.4)	2 (22.2)
合 計	128 (100.0)	48 (37.5)	30 (23.4)	36 (28.2)	14 (10.9)

Table(I)2nd Tier の評価

業 種 \ 項 目	有 効 回答数	a. あった方 が良い	b. ない方が 良 い	c. どちらで も 良い
製 造 業	66 (100.0)	23 (34.8)	32 (48.5)	11 (16.7)
商 業	26 (100.0)	6 (23.1)	16 (61.5)	4 (15.4)
建 設 エンジニアリング業	11 (100.0)	2 (18.2)	3 (27.3)	6 (54.5)
金 保 険 融 業	11 (100.0)	7 (63.6)	3 (27.3)	1 (9.1)
運 通 信 輸 業	4 (100.0)	0 (-)	0 (-)	4 (100.0)
流 サ ー ビ ス 通 業	9 (100.0)	4 (44.4)	1 (11.1)	4 (44.4)
合 計	127 (100.0)	42 (33.1)	55 (43.3)	30 (23.6)

Table(J)1981年の業績(実績)

業 種 \ 項 目	有 効 回答数	a. 非常 に好 調	b. 好調	c. 例年 通り	d. 不振	e. 非常 に不 振	備 考 $D.I. = \frac{(a+b)\% - (d+e)\%}{2}$
製 造 業	67 (100.0)	0 (-)	32 (19.4)	16 (23.9)	26 (38.8)	12 (17.9)	△ 18.7
商 業	25 (100.0)	0 ()	4 (16.0)	6 (24.0)	7 (28.0)	8 (32.0)	△ 22.0
建 設 エンジニアング業	12 (100.0)	0	4 (33.3)	2 (16.7)	5 (41.7)	1 (8.3)	△ 8.4
金 保 険 融 業	12 (100.0)	1 (8.3)	3 (25.0)	6 (50.0)	2 (16.7)	0 ()	△ 8.3
運 通 信 輸 業	4 (100.0)		1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)		△ 12.5
流 サ ー ビ ス 通 業	8 (100.0)		4 (50.0)	3 (16.7)		1 (12.5)	△ 18.8
合 計	128 (100.0)	1 (0.8)	29 (22.7)	34 (26.6)	42 (32.8)	22 (17.2)	△ 13.3

Table(K) 1980年 1 月以降不況対策の実施の有無

業 種 \ 項 目	有 効 回答数	a. すでに 実 施	b. 実 施 予 定	c. 実 施 せ ず	d. その他
製 造 業	69 (100.0)	20 (29.0)	9 (13.0)	33 (47.8)	7 (10.1)
商 業	23 (100.0)	2 (8.7)	0	21 (91.3)	0
建 設 エンジニアリング業	12 (100.0)	3 (25.0)	1 (8.3)	6 (50.0)	2 (16.7)
金 保 険 融 業	10 (100.0)			6 (60.0)	4 (40.0)
運 通 信 輸 業	4 (100.0)		1 (25.0)	3 (75.0)	
流 サ ー ビ ス 通 業	8 (100.0)	2 (25.0)		5 (62.5)	1 (12.5)
合 計	126 (100.0)	27 (21.4)	11 (8.7)	74 (58.7)	14 (11.1)

Table(L) 1982年の業績見通し

業 種 \ 項 目	有 効 回答数	非 常 a. 良 い	b. 良 い	c. 普 通	d. 悪 い	非 常 e. 悪 い	備 考 $D.I. = \frac{(a+b) - (c+d)}{2}$
製 造 業	69 (100.0)	0 (-)	3 (4.3)	18 (26.1)	30 (43.5)	18 (26.1)	△ 32.7
商 業	25 (100.0)	0 (-)	5 (20.5)	5 (20.0)	10 (40.0)	5 (20.0)	△ 20.0
建 設 エンジニアリング業	12 (100.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	3 (25.0)	6 (50.0)	0 (-)	△ 12.5
金 保 険 融 業	12 (100.0)	0	1 (8.3)	5 (41.7)	6 (50.0)	0	△ 20.9
運 通 信 輸 業	4 (100.0)			2 (50.0)	2 (50.0)		△ 25.0
流 サ ー ビ ス 通 業	8 (100.0)			2 (25.0)	5 (62.5)	1 (12.5)	△ 37.5
合 計	130 (100.0)	1 (0.8)	11 (8.5)	35 (26.9)	59 (45.5)	24 (18.5)	△ 27.3

資料：シンガポールの主要指標

I 概況

面積	617.8 Km ² (ほぼ淡路島と同じ大きさ)
位置	東経 103度38分～104度06分 北緯 1度09分～ 1度29分
気温	日中の平均最高気温 31.3度C 最低気温 24.2度C
年間雨量	1,463mm
人口	241万3,900人 (うち25才未満51%)(80年国勢調査)
人種構成	中国人系 187万6千人 (77%) マレー人系 35万7千人 (15%) インド人系 15万6千人 (6%) その他 5万4千人 (2%)
人口増加率	1.2% (参考：1960年＝3.5%)
国語	マレー語
公用語	マレー語・中国語・英語・タミール語
宗教	仏教・回教・ヒンズー教・キリスト教・道教
教育	義務教育なし (6-4-2-3制) (在学率：小学校84.5%、中学校53.7%) <1980年>
識字率	約84% (このうち、2カ国語以上話せる者38%)

II 政治

独立年月日	1965年8月9日
政 体	共和制
政治理念	民主社会主義
元 首	デバン・ナイア大統領（1981年10月12日就任）
行 政 府	内 閣（閣僚15名）
首 相	リー・クァン・ユー
立 法 府	一院制議会
議 席 数	75（普通小選挙区制）
議員任期	5年
政 党	人民行動党（PAP）…オン・テン・チョン党首 リー・クァン・ユー書記長 社会主義戦線、労働者党、他（共産党は非合法）
国 防	英・豪・NZ・マレーシアとの5カ国防衛取極に依 拠する他、徴兵制による自国軍を保有する。
軍 事 力	陸軍（50,000人）海軍（3,200人） 空軍（4,000人）＜80～81ミリタリー・バランスによる＞
外 交	非同盟中立。ASEANの結束を重視
地方制度	なし

III 経済（単位＝USドル）

(1) 概 況

国内総生産（GDP）	11,926百万ドル
国民総生産（GNP）	12,489百万ドル（1人当たり5,112ドル）
実質経済成長率推移	74年 75年 76年 77年 78年 79年 80年 81年 6.8% 4.0% 7.0% 7.8% 8.6% 9.3% 10.2% 9.9% （60～73年の平均実質経済成長率 12.8%）

GDP の産業別構成

農漁業 (1%) 製造業 (24%) 建設業 (5%)
 商業・ホテル・レストラン (25%)
 運輸・通信 (19%) 金融・保険 (18%)
 その他 (8%)

主 要 製 造 業

石油精製業 (付加価値額で全製造業部門の
 17.3%)

輸 送 機 械 (同 上 の 12.4%)

産 業 機 械
 電子電器機械 (同 上 の 32.5%)

(2) 貿 易 ・ 投 資

輸 出 額 80 年 19,359 百万ドル 81 年 20,961 百万ドル

輸 入 額 80 年 23,979 百万ドル 81 年 27,566 百万ドル

	80 年	81 年
輸出の主要国 地域別シェア		
マレーシア	15.0 %	15.6 %
米 国	12.7 %	13.2 %
日 本	8.1 %	10.1 %
香 港	7.7 %	8.8 %
オーストラリア	4.0 %	3.9 %
E C	11.7 %	10.5 %
A S E A N	20.8 %	21.1 %

(除くインドネシア)

	80 年	81 年
輸入の主要国 地域別シェア		
日 本	17.8 %	18.8 %
マレーシア	13.9 %	12.4 %
米 国	12.5 %	12.6 %
サウジアラビア	12.5 %	18.5 %
E C	10.8 %	9.8 %
A S E A N	16.2 %	14.5 %

(除くインドネシア)

輸出の商品別シェア

石油および同製品	31.6 %
電 気 機 器	8.6 %
天 然 ゴ ム	5.5 %
一 般 機 械	2.1 %
輸 送 用 機 械	3.3 %

輸入の商品別シェア

石油および同製品	34.0 %
電 気 機 器	8.1 %
一 般 機 械	3.1 %
輸 送 用 機 器	3.2 %
天 然 ゴ ム	2.8 %

直接貿易の割合

66.5 %

主要外国投資残高
シェア (80年)

米 国	1,036 百万\$ (29.5%)
日 本	553 百万\$ (15.8%)
英 国	573 百万\$ (16.3%)
オ ラ ン ダ	569 百万\$ (16.2%)
西 独	112 百万\$ (3.2%)

(3) 物価・雇用・賃金

消費者物価上昇率

80年 8.5 % 81年 8.2 %

卸売物価上昇率

80年 19.6 % 81年 3.9 %

労働力人口

1,145,800人 (うち就業者数 1,112,700人)

産業別労働力構成

製 造 業	29 %
商 業	23 %
地 域 ・ 社 会 個人・サービス	21 %
運 輸 ・ 通 信	11.5 %
金 融 ・ 保 険	7.5 %
建 設	6 %
そ の 他	2 %

失 業 者 数	33,200 人
失 業 者	2.9 %
平均実収賃金(週当り)	約 87 ドル
賃 金 上 昇 率	平均 14% (但し 1981 年 NWC 勧告は S\$ 32+6~ 10% + 成績優秀者に対する 2%)
労働生産性上昇率	80 年 5.0% 81 年 5.4%
労働組合員数	249,710 人 (労働組織率 29.4%) <1980 年>
ストライキ件数	0 件 (労働損失日数 0 日)
日系企業の現現人 雇用労働者数	約 7 万人

(4) 財政・金融

予算額 (82 年度)	5,888 百万ドル
歳 入 構 成	直 接 税 30.5 % 間 接 税 12.0 % 借 入 金 等 24.6 % そ の 他 32.9 %
通 貨	シンガポール ドル (変動相場制) 1 US\$=2.1325 S\$ (82 年 4 月 20 日現在)
マネーサプライ (M1)	3,639 百万ドル (82 年 1 月末現在)
アジア・ダラー	
市 場 規 模	858 億ドル (81 年 12 月末)
国 際 収 支	917 百万ドル 黒字 (総合収支)
外 貨 準 備 高	7,311 百万ドル (81 年 12 月末現在)
対 外 債 務 残 高	424 百万ドル (81 年 12 月末現在)

(5) 運輸・通信・観光

年間寄港船舶数 (75 NRT 以上)	24,877 隻 (内、日本国籍 2,002 隻) <1980 年>
年間港湾貨物取扱量	80.9 百万トン <1980 年>

年間港湾航空機数	37,900機	<1980年>
登録船舶数	1,552隻 7,420千総トン	<1980年>
登録自動車台数	405,581台 (内、私用乗用車163,902台)	
	(約6人に1台保有)	
電話台数	797,734台 (約3人に1台保有)	<1982年3月末現在>
年間観光客数	2,829千人	
年間主要国観光客数	インドネシア 440千人	
	日本 355千人	
	オーストラリア 259千人	
	米国 144千人	
	英国 145千人	

(6) 日本からの経済協力

有償資金協力	127.4億円 (累計 70～73年)
無償資金協力	29.4億円 (67年)
技術協力費合計	35.9億円
受入研修員数 (JICAベース)	958名 (累計1954年度～80年度実績)
派遣専門家数 (JICAベース)	298名 (同上)

IV 在留邦人関係

在留邦人数	約18,000人 (推定)
日本人会会員数 (82年3月末)	個人会員 2,574人 (家族8,100人)
	法人会員 249社
	会友 341人
日本商工会議所 会員数	406社 (82年4月末現在)
日本人学校児童 生徒数	1,771人 (うち中学生354人、小学生1,417人)
	(82年4月22日現在)

日 系 企 業 数 718 社 (含、駐在員事務所・JETRO 調べ)

(注1) シンガポール・ドルのUSドルに対する換算率は、1981年中における年間平均レート ($1\text{US\$} = 2,1130\text{ S\$}$) を使用しました。81年の時点を記してあるものについては、その時点での換算レートを使用。

(注2) 計数については、特に注記のない限り、1981暦年末現在である。



理事会の動き

第153 回1982年 4 月13日（火）午後12時30分

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された

2. 審 議 事 項

(1)選挙管理委員会の設置

任期満了に伴う理事選挙を実施するため、下記の通り選挙管理委員会の委員が任命された。

委員長 種田 幸一 氏（日本郵船）

委 員 入江 宏 氏（日立造船）

委 員 宮地 俊郎 氏（三井物産）

委 員 清水 嵩夫 氏（三菱銀行）

委 員 川崎 克洋 氏（日本商工会議所）

(2)星州日報、南洋商報への天皇誕生日広告掲載について

本件については、例年通り応じることにした。

(3)シンガポール日本人学校からの依頼

シンガポール日本人学校運営委員長（青柳茂雄氏）から水戸会頭に依頼のあった日本人学校中学校棟建設に係る依頼については、学校運営委員会において検討されることになった。

(4)SICCからの午さん会等申し出について

SICCから本所に申し出のあった午さん会等については、5月22日（土）に開催するようSICCに申し入れることになった。

（その後、SICCからは5月21日（金）の開催希望が事務局に伝えられた。）

(5)外国人労働者に係る諸問題についての意見（案）

82年4月から外国人労働者に関する新課税が適用されるよう

になったことを機会に、「外国人労働者に係る諸問題についての意見（案）」が取りまとめられた。審議の結果、同問題については、文書で提出するのではなく、所管庁である労働省幹部との懇談を申し入れることになった。

3. 報 告 事 項

(1) NWC の審議経過

NWC 委員である水戸会頭、大塚理事より最近の NWC における審議状況が説明された。

(2) 部会・委員会等開催報告

次の通り部会・委員会等の開催が報告された。

① 部 会

- 3 月 10 日（水）……………第 1 工業部会
- 3 月 12 日（金）……………流通サービス部会
- 3 月 18 日（木）……………化学品石油部会
- 3 月 26 日（金）……………第 1 工業部会

② 委 員 会

- 3 月 18 日（木）……………経営研究委員会
- 4 月 8 日（木）……………広報委員会

③ 意見交換会等

- 3 月 19 日（金）……………1982 年度 NWC 勧告について
- 4 月 6 日（火）……………外国人労働者問題について
- 3 月 23 日（火）……………運営担当理事会議

(3) 来星ミッション

- 3 月 11 日（木）……………日本小売業者協会ミッション
- 3 月 16 日（火）……………長崎大学アジア研究グループ
- 4 月 19 日（月）……………沖縄商工会議所青年部メンバー
一行（予定）

4. 会計報告

吉永財務委員より、８２年３月分の会計報告があり、異議なく承認された。

5. 入・退会

倉重組織担当理事より、下記の２件の入会申込について報告があり、審議の結果次の通り決定した。

** SUMITOMO HEAVY INDUSTRIES (S) PTE. LTD. “ A ”

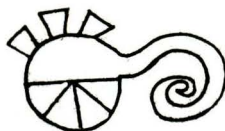
** DBS-DAIWA SECURITIES INTERNATIONAL LIMITED. ... “ B ”

また、下記３件の退会が承認された。

** NIPPON ROKKI (S) PTE. LTD.

** SHOFUKU STEAMSHIP CO., LTD.

** OVERSEAS DEVELOPMENT (S) PTE. LTD.



部会・委員会・懇談会等開催報告

1. 部 会

月・日	部 会 名	議 題 等
4 月 15 日 (木)	第 2・3 工業部会	懇 親 会

2. 委 員 会

月・日	部 会 名	議 題 等
4 月 8 日 (木)	広報委員会	(1) 6 月号の編集方針 (2) 7 月号の編集方針
5 月 4 日 (火)	広 報 委 員 会	今後の運営方針
4 月 22 日 (木)	選挙管理委員会	(1) 1981 年度事業報告 (2) 1981 年度決算 (3) 1982 年度理事選挙の 運営について
4 月 23 日 (金)	経営研究委員会	松下電業 (株) 概況 及び工場見学

3. 意見交換会等

- N W C 担当理事会議…………… 4 月 20 日 (火)、23 日 (金)、27 日 (火)
4 月 30 日 (金)、5 月 4 日 (火)、7 日 (金)
- 運営担当理事会議…………… 5 月 7 日 (金)
- COWEC スキーム関係者会議…………… 4 月 28 日 (水)
- CLITEUI'S REPORT についての DR. WONG との懇談会… 5 月 19 日 (月)

4. 来星ミッション

- 4 月 16 日 (金) 仙台青年会議所一行

1981年第4四半期のシンガポール経済動向

シンガポール経済の動向

“Economic Survey of Singapore 1981”によると米国とヨーロッパ諸国の景気後退にも拘らずシンガポールの経済は実質経済成長率は9.9%に達成したが前年の10.2%に比べ及ばなかった。国民1人当たりの所得は8670 Sドルで日本の1972年の所得水準に達した。

昨年は対外部門の成長率鈍化に対し、国内部門が好調に伸びた。これはシンガポールの経済基盤と国内市場の活発化の為、国内総生産(GDP)の高度成長に大きく貢献した。

昨年はシンガポール商品・サービスの海外需要の伸びが従来の17%～18%から5%に減退して、この為、GDP成長への海外部門の貢献度は約50%に低下した。一方、経済成長に大きく貢献した国内経済部門は特に民間部門におけるビル、その他建設活動と機械プラントへの設備投資が著しく伸びている。

金融・ビジネス・サービス部門は相変らず成長の高い部門で、昨年の成長率は18%、GDP成長に27%の貢献をした。製造業部門は西側先進諸国の経済不振の影響を受け、前年より成長率が鈍化して、GDP成長への貢献度も22%と前年の24%に比べ縮小した。

しかし、製造業への外国投資は依然活発で、1年前に比べ16%増となった。石油及び石油化学工業を除く、製造業全体への昨年の新規投資約束額は内外資合わせて19億Sドルと前年比36%を上回る新記録となった。

国際収支の黒字は19億Sドル、前年の14億Sドルに比べ引続き好成績を収めた。これは主に運輸・観光その他のサービス収入と外資の流入が大きな伸びによるもので、貿易赤字の拡大を相殺して余りあるものであった。アメリカの経済回復は今年中頃かと一般的に見られており、これがシンガポール経済に対する影響は早くても82年の年末頃と予想

されており1982年全体のシンガポール経済の成長率は81年より低いものと見られている。

1. 生産

昨年第4四半期の工業生産指数が若干低下を示した。同指数は145.1ポイントと第3四半期の146に比べ0.6%に下降したが全年の前年比工業指数伸び率が9.6%増となった。

昨年下半年に入ってヨーロッパ諸国からの電子製品受注の急減により、電気・電子工業の高度成長ペースが落ちたが、輸送機器、石油、機械、金属工業などが高い成長率を維持した為、製造業全体の後退を免れた。

石油精製は80年の停滞の後、昨年が前年同期比6.8%増、これは第3国からの委託精製契約増加で力強く成長した。昨年全年にシンガポールの精油能力は1日当たり110万バレルに増加した。

電子関連機械は前年からの繰越受注残で上半期に増産を続けたが、欧米景気の後退で特に半導体及び電子製品の受注が減退、また中国向け白黒テレビの販売減少の為、第3四半期から減産に向った結果81年全体の成長率は5%にとどまって、前年の25%に比べて著しく後退した。

一方、輸送機械は益々成長して、昨年は前年を上回る26%の成長率を達成し、付加価値の生産高は製造業成長率の1/2以上に貢献した。特にオイル・リグの建造が好調でシンガポールは現在ジャック・アップ型オイル・リグの建造実績が世界第2位に躍進した。

2. 貿易

昨年シンガポールの輸入総額は582億5120万Sドルを達し、前年比13.4%増(80年34%)、輸出総額442億9940万Sドルと前年比7%増(同34%)となった。貿易総額は1025億3880万Sドルと10.5%の伸びを記録して、史上初めて1000億Sドルの大台を突破した。

昨年赤字幅は139億5720万Sドルとなって前年の98億9250万から大幅に伸びた。

日本は依然としてシンガポールの第1位貿易相手国であり、昨年全年

の貿易総額は154億4200万Sドルで貿易全体の15%を占めている。
日本からの輸入は109億5700万Sドル、前年比19.6%増、輸出44億8700万Sドル同期比34.4%に急増した。

3. 金融

金融・ビジネス・サービス部門は相変らず最も成長の速い部門で昨年は18%の成長率を達成し、GDPの成長に27%の貢献を果たした。

第4四半期のM1は前年同期比12.7%に伸び、昨年12月末のM1は72億4210万Sドルと前月比4億3000万Sドルの増加、そのうち、現金通貨の伸びが2億2200万Sドル、残り2億700万Sドルが要求払い性預金の伸びであった。

第4四半期の非銀行顧客預金は前年同期比22.1%増、12月の預金残高は9400Sドルに増加、民間企業の預金により、定期預金は1億3600万Sドルと急増をした。その他預金項目は月末比5200万Sドルの減少となった。

4. 観光

昨年シンガポールを訪れた訪問者数は合計282万8622人、前年比10.8%増、うちアセアン諸国からの訪問者が107万9461人(全体の38.1%)と最も多く、それ以外は日本からの観光者は35万4840人(全体の12.6%)でトップを占めて、第2位、オーストラリア25万8609人(同9.1%)、第3位英国14万5042人(5.1%)、第4位米国14万3592人(同5.1%)となっている。日本人の訪星客数は前年比23.5%に伸びた。

5. 物価

昨年の卸売物価指数は3.9%と落着きを示し、79年の14%、80年の19.6%に比べて著しく改善された。

81年シンガポールの消費者物価指数は上昇率が8.2%で、前年のインフレ率8.5%よりわずかに改善された。昨年上半期は平均年率6.7%と低い上昇率で進んだが、下半期になるとインフレ率が9.7%に上昇した為、年間では8.2%の高水準となった。仮に下半期における食料品の上

昇と運輸コストの上昇がなかったら昨年のインフレ率はもっと低くなっただろう。

公的外貨準備高は昨年11月で152億6010万Sドルと前月比7億9150万Sドル増となって、12月末は154億9110万Sドルに達した。

事務局：M. Y. WONG.



シンガポール主要経済指標

		財 政 収 支	マネーサプライ (M1)	銀 行 貸 出 金	非銀行 顧客預金	最優遇 貸出金利 (平均)(%)
		(MILLION DOLLARS)				
	1980	364.2	6,134.7	20,206.8	16,035.0	13.60
	1981	407.4	7,242.1	20,229.1	20,007.9	11.83
	1980 IV	-131.5	6,099.4	19,741.0	15,793.2	13.25
	1981 I	265.8	6,391.0	21,116.2	17,045.0	14.10
	1981 II	262.0	6,883.8	22,002.0	17,964.0	12.89
	1981 III	411.0	6,399.7	23,786.2	18,077.5	14.26
	1981 IV	-113.3	6,871.5	24,826.9	19,286.3	13.34
前年比	1980	-	17.5	26.2	31.7	-
	1981	-	18.1	24.9	24.8	-
前期比	1980 IV	-	1.4	7.3	8.8	-
	1981 I	-	4.8	7.0	7.9	-
	1981 II	-	7.7	4.2	5.4	-
	1981 III	-	-7.0	8.1	0.6	-
	1981 IV	-	7.4	4.4	6.7	-
前年 同期比	1980 IV	-	11.2	27.6	35.2	-
	1981 I	-	10.6	24.9	31.3	-
	1981 II	-	8.2	24.7	31.1	-
	1981 III	-	6.4	29.3	24.6	-
	1981 IV	-	12.7	25.8	22.1	-
		工業生産指数	石油精製 石油製品	電子関連機械	輸送機械機装	
		1978 = 100				
	1980	129.2	101.0	164.2	158.9	
	1981	141.6	118.0	172.6	200.0	
	1980 IV	137.9	106.7	166.8	186.2	
	1981 I	129.3	104.5	163.9	169.7	
	1981 II	145.9	121.2	189.6	190.7	
	1981 III	146.0	122.2	176.3	213.9	
	1981 IV	145.1	123.8	160.6	225.5	
前年比	1980	11.9	-4.5	24.9	25.3	
	1981	9.6	6.8	5.1	25.9	
前期比	1980 IV	3.0	8.2	-3.0	8.9	
	1981 I	-5.7	-2.0	0.5	-8.0	
	1981 II	12.4	15.9	14.7	10.5	
	1981 III	0.2	0.6	-7.0	13.8	
	1981 IV	-0.6	1.3	-9.0	5.4	
前年 同期比	1980 IV	7.8	-4.4	17.7	18.4	
	1981 I	11.2	1.0	21.6	33.1	
	1981 II	12.1	26.2	21.0	20.6	
	1981 III	0.6	25.8	2.6	32.6	
	1981 IV	5.2	16.0	-3.7	21.0	

		輸 入	輸 出 (MILLION DOLLARS)	対日輸入	対日輸出
	1980	51,334.8	41,452.3	9,162.4	3,338.3
	1981	58,248.0	44,290.8	10,957.4	4,487.6
	1980 IV	13,403.2	10,670.6	2,560.3	769.5
	1981 I	14,016.5	10,773.3	2,467.9	897.5
	1981 II	14,672.3	11,009.6	2,728.4	969.3
	1981 III	15,074.1	11,341.7	2,827.9	1,346.4
	1981 IV	14,451.3	11,141.6	2,933.4	1,274.4
前年比	1980 1981	33.9 13.5	34.0 6.8	40.3 19.6	12.5 34.4
前期比	1980 IV 1981 I 1981 II 1981 III 1981 IV	-0.8 4.6 4.7 2.7 -4.1	1.6 1.0 2.2 3.0 -1.8	5.0 -3.6 10.6 3.7 3.7	-9.8 16.6 8.0 38.9 -5.3
前年 同期比	1980 IV 1981 I 1981 II 1981 III 1981 IV	24.7 18.9 15.9 11.6 7.8	18.6 8.4 6.5 8.0 4.4	40.7 27.4 22.4 15.9 14.6	-15.0 6.0 2.0 74.6 65.6
		シンガポール 訪問者(到着) (THOUSAND)	卸売物価指数	消費者物価指数	公的外貨準備高 (MILLION DOLLARS)
	1980	2,287.0	152.7	115.0	13,757.7
	1981	2,535.0	158.6	124.4	
	1980 IV	621.0	159.0	114.3	13,692.8
	1981 I	594.0	164.7	116.5	14,112.9
	1981 II	597.0	163.9	120.8	14,407.1
	1981 III	660.0	161.2	127.0	14,434.6
	1981 IV	676.0	154.6	128.6	
前年比	1980 1981	14.2 10.8	19.6 3.9	8.5 8.2	9.5
前期比	1980 IV 1981 I 1981 II 1981 III 1981 IV	3.3 -4.3 0.5 10.6 2.4	1.4 3.6 -0.5 -1.6 -4.0	3.5 1.9 3.7 5.1 1.3	1.8 3.1 2.1 0.2
前年 同期比	1980 IV 1981 I 1981 II 1981 III 1981 IV	14.6 12.3 12.4 9.8 8.9	20.5 10.2 8.1 2.8 -2.8	8.2 5.2 7.9 12.2 12.5	6.5 8.1 10.4 5.4

4 月－5 月の主な経済活動

- 14 日 ○ シンガポールの案内広告と求人広告を除く広告支出は昨年2億2280万Sドルにのぼり、前年比26%増を記録した。その中新聞・雑誌・テレビ広告が広告費総額の90%以上を占めており、特に新聞広告は1億2120万Sドルと全体の54.4%を占める。
- 21 日 ○ ジュロン・タウン・コーポレーションはジュロンで操業する工場に原料資材、完成品の収納スペースを提供するため、ジュロン・タウン・ホールの東側24.6ヘクタールの土地に大型の倉庫コンプレックスを建設する計画である。現在、ジュロンでは1000以上の工場が操業しているが、十分な倉庫設備が近くにない為、他の地域から大型トラックで資材・原料を運び込んでいるのが現状。その為に交通混雑も問題化している。JTCはこれらの問題に対処する為倉庫建設計画に踏み切ったとなった。
- 28 日 ○ シンガポールの造船産業は昨年24億Sドル（前年比27%増）の総売上げを記録し、3年連続して好成長を示したが、今年、このような好成績を維持するのは難かしそうだ。厳しい状況にあるのは船舶修理部門だけではなく、快進撃を続けてきたリグ建造部門も同様であった。昨年の各部門の業績は造船門が生産額5億4000万Sドル、船舶修理部門は前年比26%増の10億9000万Sドル、リグ建造が58%増の7億9000万Sドルであった。
- 5月5日 ○ シンガポール81年度の原油輸入は300万tの大台を越え、総量3166万4900トン、額にして175億Sドルに上った。昨年の原油輸入の増加は当地精油能力の拡張に原因であった。

過去数年の原油輸入実績は 77 年：2363 万 1300 t（54 億 S ドル）、78 年：2765 万 1200 t（63 億 S ドル）、79 年：2816 万 3000 t（83 億 S ドル）、80 年：2508 万 5300 t（122 億 S ドル）となっている。

6 日 ○ 今年はリセッションの影響で世界的におもちゃの需要が後退しており、当地の大手おもちゃメーカーでは 15～20% の減産を見込んでいる。昨年、シンガポールのおもちゃメーカーは（20 社）1 億 4990 万 S ドルを輸出して、前年の 1 億 2880 万 S ドルを 16.4% 上回る好成績であった。世界的な需要不振は香港、シンガポールのほか韓国、台湾などにも同様に影響を及ぼす見通し、これら諸国はほぼ同様な市場、主に米国、カナダ、ヨーロッパ向けに輸出しており、これら市場だけで上記アジア諸国のおもちゃ輸出の約 90% を占めている。

11 日 ○ シンガポールの皮革製品が台湾や韓国製品との競争によって深刻な打撃を受けている。昨年、シンガポールの皮革製品輸出は総額 434 万 3000 S ドルで、前年の 865 万 6000 S ドルに比べ、50% 近い減少した。シンガポール製品の直接輸出はわずかに 156 万 5000 S ドルにすぎず、台湾等からの輸入品の再輸出が 277 万 8000 S ドルに達した。また、当地市場におけるシンガポール製品の販売量も台湾製品の大量流入以来 20% 近く減少している。

廣 報 欄

- ** NEW MEMBER (11 TH MAY 1982)
- * NAKANO SINGAPORE (PTE) LTD
Mr. M. Serizawa (Managing Director)
07-11 Cuppage Centre
55 Cuppage Road
Singapore 0922
Tel: 7341161
- ** CHANGE OF ADDRESS
- * JIJI PRESS LTD
Unit 2505, 25th Floor
International Plaza
10 Anson Road
Singapore 0207
- ** TIGRESS PTE LTD, SINGAPORE
Unit 03-07 3rd Storey
Yi Xiu Building
65 Sims Avenue
Singapore 1438
- ** CHANGE OF TELEPHONE NO.
- * TIGRESS PTE LTD, SINGAPORE
Tel: 7474511 (3 Lines)
- ** CHANGE OF COMPANY 'S NAME
- * SINOSE MARITIME PTE LTD
From Ocean Shipping & Enterprise Pte Ltd
To Sinose Maritime Pte Ltd
- * SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE LTD
From Sumitomo Bakelite Co Ltd
To Sumitomo Bakelite Singapore Pte Ltd
- ** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE
- * SUMITOMO BAKELITE SINGAPORE PTE LTD
From Mr. M. Kizu to Mr. S. Nakanishi
- * OMRON SINGAPORE (PTE) LTD
From Mr. Y. Degawa to Mr. Y. Katsuragawa
- * SINGAPORE LEASING INTERNATIONAL (PTE) LTD
From Mr. M. Yuzawa to Mr. Y. Kawasaki
- * SUMITOMO CONSTRUCTION CO LTD
From Mr. K. Nawata to Mr. R. Fujimatsu

資料案内

国内一般

☆ シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$10
シンガポール経済事情 (1979 年 8 月)	S\$10
* シンガポール共和国憲法	S\$15
シンガポール共和国移住法	S\$15
☆ 民事法	S\$ 5
☆ 刑法 (暫定規定法)	S\$10

投資関係

トップマネージメントのためのオリエンテーション (会員のみ販売)	S\$25
資金援助制度の手引き	S\$ 8
* 経済拡大奨励法	S\$10
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

* シンガポール共和国現行租税制度	S\$10
シンガポール共和国個人所得税解釈	S\$10
法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
* シンガポール共和国財産税法、財産税 (付加税) 法	S\$15
☆ シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5

会社法

シンガポール共和国会社法	(会員) S\$60	(非会員) S\$70
法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5	
法律第 4 号 (") 1974 年	S\$ 5	
* 法律第 7 号 (") 1975 年	S\$ 5	
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5	
☆ 法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5	

為替管理・関税

* シンガポール為替管理法 (1970 年)	S\$15
法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S\$ 5
* シンガポール共和国関税法	S\$20
関税法 (1979 年関税令)	S\$15
法律第 9 号 (共和国関税法改正) 1976 年	S\$ 5
☆ 金融業者法	S\$10

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 5
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 8
法律第 11 号 (共和国大気汚染法改正) 1975 年	S\$ 5
シンガポール共和国銀行業法	S\$15
地方政府建築規則	S\$15
☆建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 8
シンガポール共和国商標法	S\$10
シンガポール共和国技術士法	S\$ 5
価格規則法	S\$ 5
☆1975 年水質汚染規制及排水法	S\$10
☆1971 年海汚染防止法	S\$ 5

労働関係

* 中央厚生年金法	S\$15
* シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$25
労働組合法 (1977 年)	S\$10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
☆労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
☆法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
☆雇用法の手引き	S\$10

商工会議所出版物

☆業種別会員名簿 (1981 年)	(会員)	S\$20
	(非会員)	S\$30
月報 (各月号)		S\$ 8
☆ (新刊) シンガポールの教育制度		S\$10
☆国際比較統計要覧		S\$ 5

(* 印は在庫なし)

(☆ 新着資料)

編集後記

星日文化協会という日本語の学校で私は週2回日本語を教えています。堅苦しい文法の話ばかりでは私の方も退屈してしまうので、私の授業はよく脱線をします。

先日、日本ではお金を“おあし”とも呼ばれる所以（ゆえん）について話をしました。汗を流して稼いだお金も財布から出ていく時は速い。あたかもお金に足があるようだ。こんな説明をしながら、10Sドル札を見ていましたら、鳥の絵が画いてあるのに気が付きました。別の札を見ると、1Sドルも、5Sドルも、50Sドルも、100Sドルもシンガポールの札はみんな鳥の絵が印刷されています。20Sドル札にいたっては裏面にコンコルドの絵まであります。日本のお金は“おあし”だから Walk away だが、シンガポールのお金は“鳥”だから Fly away だ。ここのお金の方が逃げていくのは速い。こんなことを言ってみんなと笑いました。

さて、初めから脱線してしまいました。冒頭の「CPF概説」は当初別の方に執筆してもらう予定でしたが、回り回って言い出しっぺの私を書くはめになりました。次の「シンガポールにおける中小企業について」は先日帰国された JETRO の高橋正行氏が最後のお務めと執筆なされた力作です。ODS BOWL-MOR PTE LTD の宮永文夫氏には「シンガポールにおけるレジャーとしてのボーリング」について分析して頂きました。

今月号の担当は、竹内（ムラタ・エレクトロニクス）、杉野（JOEA）でした。

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665